

(仮称)利根町自治基本条例 条文検討項目

資料2

	項目名	対応する条文(資料3を参照)
1	前文	前文
2	目的	
3	条例の位置付け	第2条(条例の位置付け)
4	定義	第3条(定義)
5	まちづくりの基本理念	第4条(基本理念)
6	男女共同参画の推進	第5条(男女共同参画の推進)
7	市民の権利	第6条(町民の権利)
8	市民の役割と責務	第7条(町民の役割と責務)
9	事業者の役割	→削除
10	こどものまちづくりへの参加	第8条(子どものまちづくりへの参加)
11	地域コミュニティ住民自治組織	第33条(協働におけるそれぞれの役割)
12	議会の役割と責務	第10条(議会の役割と責任), 第11条(議員の役割と責務)
13	行政の役割と責務	第9条(町長の役割と責務), 第12条(行政の役割と責任), 第13条(職員の役割と責務)
14	情報共有	第14条(情報共有)
15	個人情報の保護	第15条(個人情報保護)
16	参加の促進・方法	第16条(参加の機会), 第17条(参加のための環境づくり), 第18条(パブリックコメント), 第19条(附属機関等への参加), 第20条(意見への対応)
17	住民投票	第21条(住民投票)
18	子育て及び教育の推進	第22条(子育て・子育て及び教育の推進)
19	健康の増進及び福祉の向上	第23条(健康の増進)
20	保健, 医療及び福祉の連携	
21	産業振興	→削除
22	最上位の計画に基づく市政運営	第24条(総合振興計画)
23	財政運営	第25条(財政運営)
24	行政評価	第26条(行政評価)
25	説明責任	第27条(説明責任)
26	危機管理	第28条(危機管理)
27	国, 県及び他の地方公共団体との連携及び協力	第29条(国, 県及び他の地方公共団体との連携及び協力)
28	条例の検討及び見直し	
29	自治基本条例推進委員会の設置	
30	協働のまちづくり	第30条(協働の推進), 第31条(目的の共有), 第32条(協働のための学習支援), 第33条(協働におけるそれぞれの役割)
31	高齢者	第23条(健康の増進)
32	三世代(多世代)交流	第30条(協働の推進)